

川崎市職場実習事業実施要領

令和2年3月5日付け局長決裁 31川健障雇第276号

(目的)

第1条 この要領は、障害者及び障害の可能性のある者が、企業等において必要な職場実習を行うことにより、対象者の就労意欲の向上及びその能力や特性を対象者と支援者が把握することを目的とする。

2 本事業は、企業等が採用を前提とした実習については含まれないものとする。

3 この事業の実施に伴う補助金の交付については、川崎市障害者地域就労援助センター事業補助金交付要綱に定める。

(実施主体)

第2条 本事業は、川崎市障害者地域就労援助センター事業実施要綱に基づき、障害者地域就労援助センター（以下「援助センター」という。）が実施する。

(対象者)

第3条 本事業の対象者は、川崎市内在住の障害者及び障害の可能性のある者で、実習可能な健康状態にある者とする。ただし、週20時間以上就労している者や本事業の目的に適合しない者については、原則として除外する。

(1) 援助センターに登録している者。ただし就労移行支援事業所に登録している者は除く。

(2) 関係機関（就労継続支援A型・B型事業所、地域活動支援センター、相談支援事業所、医療機関等）や行政機関（区役所等）からの推薦のあった者。ただし、就労移行支援事業所については、関係機関に含まれないものとする。

(3) 障害者就労体験ステップアップ事業を利用する者

(利用申込)

第4条 援助センターは、本事業の利用を希望する者や必要があればその関係者に対し、事前面談を行い、本事業の目的を十分に説明するとともに、本事業の利用が妥当かどうかを判断するものとする。

2 援助センターは、本事業の利用が妥当と判断された者に対して、実習申込書を提出させるものとする。

3 援助センターは、前項の規定による申込書を受理した場合は、面談等を行ったうえで、利用の可否を決定するものとする。

4 援助センターは、利用が決まった場合、利用希望者の意向等を踏まえて企業等と協議し、実習先を決定するものとする。ただし、実習先に就労継続支援A型事業所は含まれないものとする。

5 援助センターは、必要に応じて利用者に対して、実習に関する誓約書を提出させるものとする。

(実習期間及び実習時間)

第5条 実習期間の上限及び実習時間は、以下のとおりとする。

(1) 1人の対象者が年度内に本事業を適用できる日数は、本事業の利用日数とそれに準ず

る事業の利用日数を合わせて合計90日以内とする。

(2) 1回の実習につき本事業を適用できる日数は、合計20日以内とする。

(3) 1日の実習につき、最低1時間以上の実習を行うものとする。

2 利用者又は職場の事情等により、実習が継続できないと援助センターが判断した場合は、実習を中断又は中止する。

(職場実習)

第6条 援助センターは、作業の安全性を十分に考慮したうえで、実習先を選定するものとする。

2 援助センターは、利用者を支援する関係機関や行政機関と協力し、必要に応じて利用者及び職場実習を受け入れた企業等に対して支援を行うものとする。また、援助センターはこれらの関係機関等と十分に連携をとりながら、この事業が円滑かつ効果的に行われるよう努めなければならない。

3 援助センターは、本事業を利用した者の実習報告書を作成するものとする。

4 援助センターは、タイムカード等を用いて、利用者の1日あたりの実習時間を把握するものとする。

(実習手当)

第7条 援助センターは、実習終了後、利用者に対して別表1の金額の実習手当を支払うものとする。

2 援助センターは、利用者に対して実習手当を支払ったときは、利用者から領収書を受領するものとする。

(保険)

第8条 本事業を利用するにあたり利用者は、援助センターまたは関係機関等を通じて、損害保険に加入するものとし、その費用は援助センターまたは関係機関が負担するものとする。

2 損害保険の内容については、別表2を基準とし下回ることがないようにしなければならない。

(書類の保存)

第9条 実施主体は、実習申込書、実習報告書及び経理に関する帳簿等証拠書類を整理し、これを当該事業年度終了後5年間保存しなければならない。

(その他)

第10条 この要領に定めのない事項については、健康福祉局長が別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

別表 1 (第 7 条関係)

対 象	金 額
3 時間以上の実習 (休憩時間は含まないものとする)	2,000 円 (一日あたり)
1 時間以上 3 時間未満の実習 (休憩時間は含まないものとする)	1,000 円 (一日あたり)

別表 2 (第 8 条関係)

対 象	実 習 中	通 勤 中
利用者	不慮の事故等によるケガなど	不慮の事故等によるケガなど
企業等	企業等に対して損害を生じさせた場合 (故意を除く)	—